（届出概要説明資料）

審議案件に関する概要

平成２９年１０月６日第１部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第５条第１項（新設）
届　出　日	平成２９年４月１１日
担当部署	空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

１．届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住　　　所
株式会社大印深川地方卸売市場 代表取締役　溝口　信義	北海道深川市１条６番１８号

２．届出事項

(1)店舗名及び所在地		コープさっぽろ　ふかがわ店 北海道深川市１条１５番１６ほか５筆
(2)小売業者名、代表者名及び住所		生活協同組合コープさっぽろ 代表理事　大見　英明 札幌市西区発寒１１条５丁目１０番１号
(3)新　設　日		平成２９年１２月１２日
(4)店舗面積の合計		２，７７５㎡
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	１２３台
	駐輪場の収容台数	２０台
	荷さばき施設の面積	１２０㎡
	廃棄物保管施設の容量	４６ m^3
(6)施設の運営方法	開店時間・閉店時間	午前７時００分～翌午前０時００分
	駐車場の利用時間帯	午前６時３０分～翌午前０時１５分
	駐車場の出入口数	２箇所（出入口２箇所）
	荷さばき時間帯	午前６時００分～午後１０時００分

３．審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数１２３台≦１２３台			
	従業員駐車場等の整備	３０台			
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	２０台			
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式駐車場／オペレーター無			
	搬入車両等の誘導	各配送業者が集中しないように時間の配分に配慮します。			
	歩行者の安全対策	・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。 ・出口には、一旦停止の路面表示及び看板、歩行者に対しての注意を促す注意喚起看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。			
	交通整理員の配置	開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努めます。 なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じ臨機応変に対応します。			
	除排雪による堆積方法	冬期一時堆積場所として駐車スペース４０台分を確保しており、適時排雪します。			
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音ﾚﾍﾞﾙの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評　価
		1	６０ dB	４７ dB	○
		2	６０ dB	４２ dB	○
		3	dB	dB	
		4	dB	dB	
	夜間の等価騒音ﾚﾍﾞﾙの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評　価
		1	５０ dB	４０ dB	○
		2	５０ dB	３５ dB	○
		3	dB	dB	
		4	dB	dB	

夜間の音源毎騒音ﾚﾍﾞﾙ最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評　価
	a１’	空調機①	５０ dB	３１ dB	○
	a２’	冷凍機①	５０ dB	３３ dB	○
	a３	排気①	５０ dB	４５ dB	◎
	a４	排気⑤	５０ dB	３７ dB	◎
	c１’	自動車走行音	５０ dB	４６ dB	○
	c２’	自動車走行音	５０ dB	４１ dB	○
	d１’	ドア開閉音	５０ dB	４９ dB	○
	d２’	ドア開閉音	５０ dB	４２ dB	○

騒音問題の一般的対策	・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導いたします。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮します。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後１０時から午前6時まで）は行いません。
荷さばき作業等の対策	・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮をします。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させます。
付帯設備・施設等の対策	・室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮します。
青少年等の蝟集等の対策	・閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じます。
その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適切な対応策を講じていきます。 ・住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応を図ります。

(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量１２．６８４㎥ ≦ 設置容量４２．２２５㎥
	保管場所の位置、構造等	・廃棄物保管施設は室内密閉型とし、廃棄物の飛散防止に配慮します。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図ります。 ・法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示します。 ・設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはありません。
	減量化、リサイクル等	・古紙、ダンボール、発砲スチロール、ビン、カン、ペットボトル等のリサイクルを徹底します。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・生ごみ庫は冷蔵装置によって悪臭の軽減に配慮します。 ・厨房の排気ダクトは住宅より離れた位置に設置します。
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じていきます。
(4)街並みづくり等への配慮		・野外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることが無いよう、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは１０ルクス程度に押さえ、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮します。 ・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取り組みを阻害することのないよう調和を図ります。
(5)防災対策への配慮		・地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行います。

(6)防犯対策への配慮		・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図ります。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力に配慮します。 ・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行います。
(7)関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（警察）	北海道旭川方面深川警察署交通課 北海道警察本部交通部交通規制課 ・協議を行い対応済み
	地元市町村	深川市建設水道部都市建設課 深川市経済・地域振興部商工労働課 深川市教育委員会学務課 ・協議を行い対応済み
	道路管理者	―
	その他関係機関	―

４．市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

５．道（空知総合振興局又は振興局連絡調整会議）の意見案

意見を述べる必要がないものと考える。

※法第６条第２項、法附則第５条第１項の届出は、これを準用すること。

（届出概要説明資料）

審議案件に関する概要

平成２９年１０月６日第一部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第５条第１項（新設）
届 出 日	平成２９年３月２９日
担当部署	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

１．届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住　　　　所
株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役　富山　浩樹	札幌市北区太平三条一丁目２番１８号

２．届出事項

(1)店舗名及び所在地		サツドラ岩内清住店 北海道岩内郡岩内町字清住２４８ほか
(2)小売業者名、代表者名及び住所		株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役　富山　浩樹 札幌市北区太平三条一丁目２番１８号
(3)新 設 日		平成２９年１１月３０日
(4)店舗面積の合計		１，２７９㎡
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	４８台
	駐輪場の収容台数	９台
	荷さばき施設の面積	４２㎡
	廃棄物保管施設の容量	１１㎥
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	開店時刻　午　前７時００分 閉店時刻　午　後９時５０分
	駐車場の利用時間帯	午前６時３０分 ～ 午後１０時００分
	駐車場の出入口数	４箇所
	荷さばき時間帯	午前６時００分 ～ 午後１０時００分

３．審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数　４８台　≦　設置台数　４８台
	従業員駐車場等の整備	別途店舗敷地内に８台分を確保。
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	・駐輪場を店舗入口付近に整備することで、利用効率を高める。 ・自動二輪車の来客は極端に少ないことが予想されるが、来客駐車場に駐車した場合でも対応可能と考える。
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式。 オペレーター無し。
	搬入車両等の誘導	・計画的搬入により、各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮する。 ・一括配送の実施により搬入回数の削減に配慮する。
	歩行者の安全対策	・駐車場の出入口は見通しの良い位置に設け、ドライバーの視距を確保し、歩行者や自動車の安全確保に配慮する。 ・出口に一旦停止ラインの注意喚起標示をし、歩行者や自動車の安全に配慮する。 ・場内においては、低速走行を促す看板を設置して、ドライバーの交通安全意識の啓蒙を図る。
	冬期間の駐車場内の除排雪	・除排雪業者と契約し、降雪１０ｃｍ程度で出動し適切に排出し、来客用駐車台数の確保に努める。 ・路上に堆積された雪で、出入口付近の見通しが悪化し、交通安全上の問題が発生した場合は、適切に雪の搬出を行う。
	その他配慮事項	・店舗への主な来店経路については、閉店時や販促時にチラシを利用し周知させ、交通渋滞の緩和に配慮する。

(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音ﾚﾍﾞﾙの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評　価
		1	60dB	46dB	○
		2	55dB	38dB	○
		3	55dB	43dB	○
		4	55dB	46dB	○
	夜間の等価騒音ﾚﾍﾞﾙの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評　価
		1	50dB	24dB	○
		2	45dB	20dB	○
		3	45dB	35dB	○
		4	45dB	33dB	○

夜間の音源ごとの騒音レベル最大値の予測結果

	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評　価
敷地境界	a1	冷凍機①	40dB	58dB	-
	a2	排気①	40dB	67dB	-
直近住居壁際等	a1'	冷凍機①	40dB	32dB	○
	a2'	排気①	40dB	35dB	○

騒音問題の一般的対策	・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導する。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後１０時から午前6時まで）は行わない。
荷さばき作業等の対策	・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。
付帯設備・施設等の対策	・室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮する。

	青少年等の蝟集等の対策	・閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じる。
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。 ・住民から苦情が発生した場合は迅速に対応を図る。
（３）廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.960m^3 ＜ 設置容量 11.216m^3
	保管場所の位置、構造等	・廃棄物保管施設は屋外に設置するが、使用時以外のシャッターを閉じて密閉型とすることで、廃棄物の飛散防止に配慮する。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・法や条例に基づき適切な運搬・処理を行う ・設置容量は、指針による容量を十分上回っており、不足することはない。
	減量化、リサイクル等	・ダンボール、発砲スチロール等のリサイクルを徹底する。 ・古紙等のリサイクルを徹底する。 ・ビン、カン、ペットボトルの分別をして、リサイクル資源化に配慮する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・調理臭や生ごみによる悪臭は発生しない。
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適切な対応策を講じる。
(4)街並みづくり等への配慮		・屋外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないよう、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは１０ルクス程度におさえ、営業時間終了後に消灯し、周辺への影響に配慮する。

(4)街並みづくり等への配慮		・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組み阻害することのないよう調和を図る努力をする。
(5)防災対策への配慮		・地方公共団体等から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用、或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への配慮		・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力に配慮する。 ・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応を行う。
(７)関係行政機関との協議状況	公安委員会（警察）	協議済み（道警本部交通部交通規制課、北海道札幌方面岩内警察署交通課）
	道路管理者	協議済み（岩内町建設水道部建設住宅課、北海道後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所）
	地元市町村	協議済み（岩内町企画経済部企画産業課）

４．市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

意見を述べる必要がないものと考える。

５．道（後志総合振興局連絡調整会議）の意見案